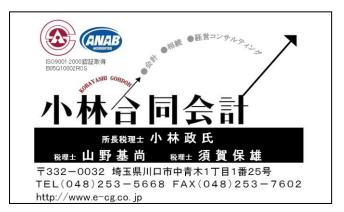
<u>発行責任者 / 小林 政氏</u> 発 行 日 / 2008 年 10 月 1 日



平成20年度の目標です。



この所報のバックナンバーは弊所ホームページにて掲載しております。

事務所内研修会の報告

10月4日(土)に当事務所提携先であります、社会保険労務士 越渡和孝 先生による社会保険の研修会が行われました。社会保険に関しては、改正点や手続きが煩雑なこともあり、職員一同熱心に聴きいっていました。主な研修内容は以下の通りになります。

① 最低賃金の引き上げ

昨年に引き続き最低賃金が引き上げとなりました。主な各都県の最低賃金は別表1のとおりです。 今回の改正では大幅に最低賃金が引き上げられました。これに伴い、月給者の給与額を時間給に 直した場合に最低賃金額を下回らないかどうかの問題がでてきます。

別表1 各都県の最低賃金額(時間額)

	東京都	埼玉県	神奈川県	千葉県	群馬県
新最低賃金額	766円	722円	766円	723円	675円
引き上げ額	27円	20円	30円	17円	11円
適用開始日	10月19日	10月17日	10月25日	10月31日	10月16日

② 協会けんぽに関する情報

10月1日より政府管掌健康保険から協会けんぽへ組織変更になりましたが、手続きで変更となる事項はありません。今までどおり管轄の社会保険事務所での受付となります。ただし、今までのように各社会保険事務所単独で事務処理するわけではなく、各都県に一つ設置してある協会けんぽ本部で一括処理するため、健康保険証の発行や各種給付の処理が大幅に遅れることになります。

③ 厚生年金保険料率のアップ

厚生年金保険料率が9月1日よりアップしました。新料率は153.5/1000(0.0354%UP)です。これに伴い、10月中に支払われる給与から控除する厚生年金保険料も変更となります。

事業承継税制について

当事務所だよりにおいても、何度かご紹介してきました事業承継税制に関する「中小企業 経営承継円滑化法」が10月1日に施行されました。

そこで、施行前と施行後の事業承継税制の特例を整理してみます。

施行前 事業承継税制に関する特例

1. 小規模宅地等の評価減の特例 特定事業用宅地等・特定同族会社事業用宅地等のうち、400㎡まで、80%評価減

2. 自社株式の10%評価減の特例時価総額20億円未満の会社が対象発行済株式の3分の2(限度:10億円)までの自社株式に対して10%評価減

3. 自社株式の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例 60歳以上の親から後継者である子に贈与

非課税枠:2500万円 + 500万円 = 3000万円

税率:一律20%

対象法人:株式総額20億円未満の会社(相続税評価額ベース)

4. 相続財産にかかる自社株式を金庫株した場合のみなし配当課税の特例 相続税の申告期限から3年以内 みなし配当(配当所得) (累進税率:最高50%) ⇒ 譲渡所得(定率20%)

5. 相続財産を譲渡した場合の譲渡所得の取得費加算 相続税の申告期限から3年以内

施行後 中小企業経営承継円滑化法

- 【目的】事業承継税制の抜本的拡充や民法上の遺留分制度による制約への対応を始めとする 事業承継の円滑化の総合的支援
- 1. 相続税の課税についての措置 自社株式の80%納税猶予制度の創設
- 2. 民法・遺留分の特例 生前贈与株式を株式の遺留分の対象外・評価額の固定

3. 金融支援

経営者の死亡に伴う必要資金の調達支援

このように中小企業経営承継円滑化法施行に伴い、事業承継税制が大きく変わることが予想されます。ただ、新たな事業承継税制と中小企業経営承継円滑化法施行前の事業承継税制について、重複適用が認められるのか、重複適用不可とされるか等、細部については不明点が多くあるため法令等の公表を注意深く見守っていく必要があると思われます。

※…詳細や疑問点等ありましたら当事務所担当者までお気軽にお尋ねください。

会社説明会及び入社試験

来年度新規採用に向けて9月6日(土)に当事務所説明会、引き続き10月4日(土)に入 社試験が事務所内で行われました。採用者は来年度当事務所の仲間として、皆様と接する機会 があるかもしれませんが、その際はよろしくご指導の程お願いいたします。

のは、 であったことです。 忘れてしまうほど、 田谷の等々力駅からすぐにも関わらず、 とても便利です。 疲れてしまえばすぐにバスや電車に乗って切り上げてしまえるので 都内ですと少し歩いているだけでも、 も目指し、 た等々力渓谷です。 今までで一番印象が残っているところとしては、 今夏はゲリラ雷雨など天気の不安定な日が多く続きましたが この秋もまたどこへ行こうかと模索中です。 私はどちらかというと外に出ることが好きなので、 十月になりやっと落ち着いた過ごしやすい気候になってきました。 その日は猛暑日であったにも関わらず、 休日には様々な街に出掛けて歩いて探索しています。 休 日 自然に囲まれているところです。特に驚きだっ 自然の中ではこんなにも暑さが和らぐのかと感じ 散 ご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、 歩 色々な発見がありますし、 都会のど真ん中にいることを 石 渓谷内の温度は二七℃ Ш 真夏の暑い日に 運動不足の解消 聡 世